製造物分野［加工食品］の申請について

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨制度は**審査要件として安全・安心面を含め厳格に確認･審査を行い運用しております。申請要件に適合しないこと及び法令に違反となる事項が発見された場合は、プレミア和歌山として認定できません。**

また、認定後、法令違反等制度の趣旨に違反した事象等が発生した場合、認定の取消及び公表を行います。

※**現在の食品表示等に疑義がある場合は、保健所等の関係行政機関に事前にお問い合わせ、指導を受けることをお勧めします**。

（なお、食品表示に関する適正な表示は製造者等の責務であり、表示内容に責任を有するのは表示責任者です。）

○製造物分野［加工食品］申請に係る申請書・添付書類について

・申請には、**「申請書」**、**「申請調書」**及び**「添付書類」**の提出が必要となります。なお、添付書類については**「必須書類」と「任意書類」**があります。

「必須書類」は必ず提出が必要です。**「任意書類」は、必須ではありませんが、できるだけ添付**していただくようお願いします。企業秘密や個人情報により添付できない場合、振興局担当者が確認させていただきますので、申請窓口まで持参（写し可）してください。

◆申請対象外（審査の結果下記の対象と認められたものを含む）となるもの

□　食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（ＪＡＳ法）、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（薬機法）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）等に定める基準及びこれらの法令に準じて県が実施する基準等に適合していないと認められるもの

□　公序良俗に反すると認められるもの

□　美術品、骨董品又は奢侈と認められるもの

□　医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器

□　他の特許登録品と同一又は明らかに模造品と認められるもの

□　申請時点で販売・提供実績がないもの

◆申請対象者

□　製造者が申請者として申請する場合

製造者として製品に氏名を表示している者

①県内に住所（個人にあっては生活の本拠地、法人にあっては本社等の所在地及び団体にあっては活動の本拠地）を有し、県内で県産品を製造している者

②県外に住所を有し、申請する県産品（※県内で生産又は製造される産品）の製造を行い、県産品に製造者として表示する者

□　販売者が申請者として申請する場合

県内に住所を有する販売者が、企画した県産品であって当該製品の生産を委託している場合で、販売者として製品に表示されている者

◆申請対象となる商品

□　別表第１（第５条関係）【加工食品】の申請要件を満たすもの

◆申請書等

□　和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨認定申請書（製造物分野）

□　和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨制度（製造物分野［加工食品］）申請調書

◆添付書類（必須）

□　一括表示事項を記載の商品ラベルの現物（容量等、複数規格を申請する場合はそのすべて）
□　原材料を複数使用するものについては、それらの使用割合を記載した書面
□　包装紙、パッケージの現物（写真でも可。ただし書かれている文字が読めること）
□　一括表示及び栄養成分表示を確認するための食品表示チェックリスト
□　商品説明書（中入れ紙等）の現物
□　現物の写真（Ａ４紙に印刷又は写真を貼付。少なくとも上面・正面・横の３面で商品の外観がわかるもの）
□　別記第１（第５条関係）【加工食品】において、それぞれ該当する商品分類に定められた申請要件を全て満たすことを客観的に明らかにした書類の写し（公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料など）
□　申請品と同一規格の商品を製造しているかについての確認書（製造者が記入）

食品衛生法の要許可業種及び要届出業種の場合

□　①営業許可証（写）または届出書（写）
また、HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認する書類として、
②衛生管理計画（写）
③一か月程度分の実施記録（写）
なお、下記いずれかの書類を添付すれば添付書類②及び③を省略可能とする。
・和歌山県 HACCP システム認証制度（新制度）の認証書（写）
・和歌山県食品管理衛生管理認定制度（旧制度）の認定証（写）【区分２以上】
・民間審査機関による認証（JFS、FSSC22000、ISO22000、SQF 等）を取得していることを証する書類（写）

販売者が申請者として申請する場合

□　「企画書」「規格指示書」など販売者が商品を企画したことがわかるもの

◆添付書類（任意）

□　上記必須書類以外で、申請調書の「商品特性」「１～２　原材料」「３～４　製法／造形」「５～６　製造過程」に記載されている事項を客観的に明らかになる書類（写しでも可）。
（審査委員会における「和歌山らしさ・和歌山ならでは、製品製造係る想いや創意工夫、安心・安全のための取り組み」の根拠となる書類です。公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料などを重視します。）

《主な原材料の安心・安全（農薬の適正使用、栽培履歴の記帳、残留農薬の検査の実施調書等）を示す書類、衛生管理状況を示す書類などを添付願います。**添付がないものについては場合によっては審査不可能と審査委員に判断される可能性があります。**また、必要に応じ、申請内容や添付書類の確認、追加書類の提出をお願いすることがあります。》

※添付書類（必須・任意とも）については、可能な限りＡ４用紙に貼付してご提出願います。

◎提出部数　３部（正本１部、コピー２部を申請先に郵送又は持参）

この申請により和歌山県が得た個人情報並びに企業秘密は、申請人の了解なしに和歌山県優良県産品推奨制度以外の目的には使用しません。